

Ⅱ 化学物質使用時の注意事項

化学物質には、不適切に取り扱うと、危険性や有害性を示すものがあります。とくに、一部の化学物質は、法令によりその取扱いが定められています。

法令を遵守するとともに、以下の注意事項を確認し、安全に取り扱ってください。

1 使用する物質の危険・有害性調査

(1) 安全データシート (Safety Data Sheet : SDS)

SDSとは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。SDSは、以下の方法で入手することができます。

- ▶ 薬品納入業者から入手する
- ▶ 厚生労働省 職場のあんぜんサイトから入手する
- ▶ 試薬メーカーのホームページから入手する



職場の
あんぜんサイト

SDSには、[1. 化学品名] [2. 危険有害性の要約] [3. 組成及び成分情報] [4. 応急措置] [5. 火災時の措置] [6. 漏洩時の措置] [7. 取扱い及び保管上の注意] [8. ばく露防止及び保護措置] [9. 物理的及び化学的性質] [10. 安定性及び反応性] [11. 有害性情報] [12. 環境影響情報] [13. 廃棄上の注意] [14. 輸送上の注意] [15. 適用法令] [16. その他の情報] など安全に関する情報が掲載されています。**化学物質を使用する前に SDS を必ず確認**し、すぐ見られる場所に保管してください。

(2) 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)

GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は、化学物質の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDSに反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。化学物質使用時は、**必ず GHS ラベルを確認**してください。また、化学物質を小分け容器に保管する際には、表示してください。各マークの意味は、右記QRコード参照。



参考:
GHS シンボル
と名称
(厚生労働省)

2 安全確保と保護具の着用義務

化学物質を使用した実験を行う際には、安全を確保するため、保護衣・保護手袋・保護ゴーグル（メガネ）等の保護具を着用することなどが、法令上の義務となっています（大前提として、肌が露出しない服・靴を着用すること）。

(1) 保護衣（白衣または作業服）



適切な保護衣は、化学物質飛散時の被害を抑制することができます。用途に応じて材質や形状を選び、**化学物質使用時は保護衣を必ず着用すること。**